

平成27年度第1回

千葉市廃棄物減量等推進審議会

日時：平成27年6月30日（火）午前10時～

場所：千葉市役所8階 正庁

1 開 会

午前10時00分開会

【森永課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまより千葉市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます廃棄物対策課課長補佐、森永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、副市長の鈴木よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【鈴木副市長】 おはようございます。副市長の鈴木でございます。本来であれば、熊谷市長が出席してご挨拶を申し上げるべきところでございますが、あいにくほかの予定等もございまして出席できませんので、申し訳ございませんが、私からご挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日頃から本市の廃棄物行政を初め市政各般に渡り、ご支援、ご協力をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げます。

さて、千葉市では、平成19年度から焼却ごみ量を、2清掃工場体制で安定して処理することができる25万4,000トンまで削減するという大きな目標を達成するため、この審議会におかれましてもいろいろとご審議いただき、ご助言をいただきながら、廃棄物の減量・適正な処理に関する施策の展開をまいりました。

おかげさまをもちまして、市民・事業者の皆様のご協力により、平成26年度に「焼却ごみ1/3削減」の目標を達成したところでございます。本当にありがとうございます。次期計画では、3用地2清掃工場運用体制移行後の安定的な処理体制を維持するため、実効性の高い新たなごみ減量施策や清掃工場・最終処分場などの清掃関連施設の整備計画についての検討が必要となっております。

このようなことから、本日は、平成29年度を初年度とする新たな「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定に係る基本的な事項について諮問させていただきます。今後、当審議会でご審議いただいた内容をもとに新しい計画を策定してまいりたいと考えておりま

す。

加えて、一般廃棄物処理施設に関する計画や、家庭ごみ手数料徴収制度導入後、1年たちましたので、その効果について、皆様にご報告をさせていただきます。

本市の廃棄物行政の更なる推進のため、多くの貴重なご意見を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。整いませんが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

【森永課長補佐】 本日の審議会につきましては、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、委員総数20名のところ、18名の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、倉阪委員、福永委員については、所用のためご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、市議会議員の委員等の改選に伴い、新たに本審議会委員に就任された方がいらっしゃいますので、ここで委員の皆様全員のご紹介をさせていただきます。委員名簿に沿ってお名前をお呼びいたしますので、よろしくお願ひいたします。

千葉大学大学院人文社会科学部教授、倉阪委員でございます。本日は、所用のため欠席でございます。

一般財団法人日本環境衛生センター東日本支局環境工学部業務企画課長、藤原委員でございます。

【藤原委員】 おはようございます。一般財団法人日本環境衛生センターの藤原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【森永課長補佐】 敬愛大学経済学部教授、金子委員でございます。

【金子委員】 敬愛大学の金子でございます。よろしくお願ひいたします。

【森永課長補佐】 第9地区町内自治会連絡協議会会長、武井委員でございます。

【武井委員】 武井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

【森永課長補佐】 千葉市地域婦人団体連絡協議会会長、伊藤委員でございます。

【伊藤委員】 おはようございます。伊藤でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【森永課長補佐】 千葉市子ども会育成連絡会副会長、宍倉委員でございます。

【宍倉委員】 宍倉です。よろしくどうぞ。

【森永課長補佐】 日本労働組合総連合会千葉中央地域協議会事務局長、辻委員でございます。

【辻委員】 おはようございます。連合千葉の辻でございます。よろしくお願ひいたします。

【森永課長補佐】 公募委員、岩根委員でございます。

【岩根委員】 岩根でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 公募委員、河合委員でございます。

【河合委員】 河合でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 千葉市大型店会、斉藤委員でございます。

【斉藤委員】 斉藤です。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 千葉市商店街連合会副会長、藤代委員でございます。

【藤代委員】 おはようございます。商店街連合会から参りました藤代です。どうぞよろしく
くお願いいたします。

【森永課長補佐】 千葉市清掃協議会会長、市原委員でございます。

【市原委員】 千葉市清掃協議会会長の市原です。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 千葉市再資源化事業協同組合理事長、飯田委員でございます。

【飯田委員】 おはようございます。千葉市再資源化事業協同組合の飯田と申します。どう
ぞよろしくお願い申し上げます。

【森永課長補佐】 千葉県警察本部千葉市警察部総務課長、井出委員でございます。

【井出委員】 千葉市警察部、井出と申します。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 千葉市議会議員、伊藤委員でございます。

【伊藤（康）委員】 市議会議員の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 同じく三井委員でございます。

【三井委員】 三井でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 同じく小川委員でございます。

【小川委員】 自民党若葉区選出の小川と申します。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 同じく米持委員でございます。

【米持委員】 美浜区の米持です。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 同じく福永委員でございますが、本日は所用のため、ご欠席でございま
す。

同じく三瓶委員でございます。

【三瓶委員】 三瓶です。どうぞよろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。副市長、鈴木でございます。

【鈴木副市長】 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 環境局長、黒川でございます。

【黒川環境局長】 黒川でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 環境保全部長、大木でございます。

【大木環境保全部長】 大木でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 資源循環部長、神崎でございます。

【神崎資源循環部長】 神崎でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 環境総務課長、御園でございます。

【御園環境総務課長】 御園でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 環境保全課長、古谷でございます。

【古谷環境保全課長】 古谷でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 廃棄物対策課長、安田でございます。

【安田廃棄物対策課長】 安田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 収集業務課長、小池でございます。

【小池収集業務課長】 小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 廃棄物施設課長、瀬川でございます。

【瀬川廃棄物施設課長】 瀬川でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 産業廃棄物指導課長、大塚でございます。

【大塚産業廃棄物指導課長】 大塚でございます。よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 以上でございます。

本日の会議の進行につきましては、お手元の会議次第に従って進めてまいります。

ここで、配布しております資料の確認をさせていただきます。次第、席次表、委員名簿に続きまして、資料1-1、次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定方針。続いて、資料1-2、部会の設置について。資料1-3、現行千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実施状況について。参考資料1、現行千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の体系。続いて、資料2、千葉市一般廃棄物処理施設基本計画の概要。続いて、参考資料2、焼却方式の比較。資料3、家庭ごみ手数料徴収制度導入（1年間）の効果について。

なお、次第、資料1-2、資料3につきましては、委員の皆様への郵送後、修正がございましたので、お手数をおかけいたしますが、本日、机上に配布しております資料への差し替えをお願いいたします。

また、参考資料3、政令指定都市におけるごみ処理原価についてを追加しております。さらに、参考資料といたしまして、千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、平成24年3月、そして千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定調査報告書を机上に配布してございます。以上、資料の過不足等はございませんでしょうか。

なお、審議会は、会議録を含め公開となっておりますので、委員の皆様におかれましては、ご承知置きくださるようお願いいたします。

2 会長・副会長の選任

【森永課長補佐】 それでは、続きまして、会長・副会長の選任に移らせていただきます。

会議の議長は、廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますが、委員の変更に伴い、会長・副会長席が空席となっております。つきましては、会長がお決まりになるまでの間、環境局長の黒川が仮議長を務めさせていただきますようお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【黒川環境局長】 それでは、会長が選出されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長・副会長の選任につきましては、廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第3条第2項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。飯田委員。

【飯田委員】 これまで会長職につきましては、市議会議員の委員の方をお願いしておりましたので、今回も議員さんの中からお願いしたいと思います。

そこで、以前にも会長の経験がございます米持委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【黒川環境局長】 ただいま飯田委員から、会長を米持委員にとのご発言がありました。今、異議なしというご発言がありましたので、米持委員に会長をお願いしたいと存じます。米持委員、よろしくお願いいたします。

【森永課長補佐】 それでは、米持委員につきましては、会長席へお移りいただきたいと存じます。

では、これからの議事進行につきましては、米持会長にお願いいたします。

初めに、会長就任に当たりまして一言ご挨拶をいただき、議事の進行を、よろしくをお願いいたします。

【米持会長】 ただいま会長にご推挙いただきました市議会議員の米持でございます。皆様のご協力をいただき、スムーズな進行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、千葉市では、かねてより「焼却ごみ1／3削減」という大きなスローガンを掲げ、市民の皆様、事業者、行政が一丸となって、ごみ削減の取り組みにチャレンジした結果、昨年度をもって、その大きな目標を達成しました。

今後も、新たな目標に向け、より一層のごみ減量に邁進してまいりましょう。

本審議会がごみ減量への取り組みの一助となりますよう、委員の皆様、それぞれのお立場から建設的なご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

副会長の選出についてですが、今まで副会長は、町内自治会の代表の方が務めておられましたので、今回も、地域の皆さんで組織されております町内自治会連絡協議会の代表であり、平成14年度より、ごみ問題検討委員会の会長としてもご尽力いただいております武井委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【米持会長】 それでは、武井委員に副会長をお願いしたいと存じます。武井委員、副会長席にお移りいただきたいと存じます。

それでは、副会長になられました武井委員よりご挨拶をお願いいたします。

【武井副会長】 ただいま副会長にご推挙いただきました武井雅光でございます。私が千葉市のごみ問題と関連を持ちましたのが、たしか平成13年に「ちばルール」づくりの委員になってからだと思いますが、その後、平成14年からは、ご紹介いただきましたように、千葉市町内自治会連絡協議会のごみ問題検討委員会の会長として、循環型社会の構築に向けて千葉市とも連携を取りながら、いろいろ活動をしてまいりました。

本審議会におきましては、皆様方のご協力をいただきながら、米持会長をサポートして、会議の円滑な運営を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【米持会長】 ありがとうございます。

3 議 題

(1) 次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について

- ア 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について
- イ 次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定方針について
- ウ 部会の設置について
- エ 現行千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実施状況について

【米持会長】 それでは、議題に入らせていただきます。まず、議題（1）次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について、事務局よりお願いいたします。森永補佐、お願いします。

【森永課長補佐】 それでは、アの千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項について、本日諮問させていただきたいと存じます。

副市長の鈴木より諮問書を米持会長にお渡ししたいと存じます。

〔会長へ諮問書を手交〕

【森永課長補佐】 ただいまの諮問書の写しを委員の皆様にご覧させていただきたいと存じますので、しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

〔諮問書写し配布〕

【森永課長補佐】 続きまして、諮問の趣旨について、環境局長の黒川より説明させていただきます。

【黒川環境局長】 それでは、今、諮問書の裏面に諮問書の趣旨と記載がございますが、そちらを読み上げさせていただきます。

諮問の趣旨。

近年の廃棄物（ごみ）を取り巻く状況は、ごみ質の変化や最終処分場の残余容量のひっ迫等の問題に加え、焼却処理に伴う温室効果ガスの排出や天然資源の枯渇の懸念など、地球環境への配慮の観点からも、ごみ処理対策のより一層の取組みが求められております。

そのような中、本市では、平成24年3月に「まだできる！ともに取組むごみ削減・一歩先へ」をビジョンとした「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、3清掃工場体制から2清掃工場体制への実現とその後の安定的な処理体制の確立を目指す計画としました。

この計画に基づき、さらなる焼却ごみの削減、再資源化率の向上、温室効果ガス排出量の削減などを図るため、市民・地域・事業者・行政が協働して、「一步先へ」進んだ取組みを行うなど、総合的かつ計画的な廃棄物の減量・適正な処理に関する施策を展開してまいりました。

市民・事業者の皆様にご協力いただいた結果、平成26年度の焼却ごみ量は、25万531トンとなり、「焼却ごみ1／3削減（年間焼却ごみ量25万4,000トン）」という大きな削減目標を達成することができました。これを受けて、現在、平成29年3月末の北谷津清掃工場停止に向けた検討を進めているところです。

次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、3用地2清掃工場運用体制移行後の安定的かつ継続的な処理体制を維持するために、さらなるごみ減量及び清掃工場・最終処分場等の廃棄物処理施設の整備が必要であることから、現行計画の評価・見直しを行うとともに、効果的な施策の検討が必要です。

つきましては、次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定するに当たり、ビジョン・基本方針の考え方、数値目標、施策展開の方向性についての基本的事項をご審議いただきたく、諮問するものであります。

以上でございます。

【森永課長補佐】 それでは、議事を進めさせていただきますが、副市長の鈴木は所用がございますため、ここで退席させていただきます。

【鈴木副市長】 申し訳ございません。よろしくお願い申し上げます。

〔鈴木副市長 退席〕

【森永課長補佐】 それでは、これからの議事進行につきまして、米本会長、よろしくお願いいたします。

【米持会長】 それでは、議事を進めさせていただきます。議題1のイ、次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定方針について、事務局より説明をお願いいたします。

【神崎資源循環部長】 それでは、事務局よりご説明をさせていただきます。まず、資料1-1をご覧くださいませでしょうか。次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定方針でございます。

1の（1）改定時期ですが、平成29年3月を予定しております。

（2）の計画期間でございますが、平成29年度から43年度までの15か年計画を想定しております。

これまでの計画につきましては、古い計画ですと、千葉市では15か年計画もございましたが、現行計画は10か年計画でございます。しかしながら、次期計画につきましては、今日の議題にもありますとおり、施設の整備が始動するというところで、比較的長期間を見据えた計画が適当であると判断いたしまして、15か年計画とさせていただきます。

2の「改定理由」を3点にまとめております。1点目、ごみ処理基本計画策定指針におきまして、「目標年次を概ね10年から15年先において概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切である」とされております。

2点目、次期計画では、人口推計の変更を反映するほか、現状のごみ排出量等が計画値からかい離していることから、計画フレームや数値目標について、点検・評価を行う必要がございます。

3点目、計画の実効性を高めていくため、計画フレームや数値目標を勘案しながら、具体的な施策である計画事業を見直していく必要がございます。

次に、3の「改定に当たっての基本的な考え方」を4点にまとめております。

1点目、環境負荷の低減や経済性・効率性を重視しつつ、実効性の高い計画とすること。

2点目、さらなるごみ減量を目指すため、発生抑制、再使用に重点を置きつつ、徹底した分別による再利用を進める計画とすること。

3点目、現行計画に位置付けられております、未実施3事業であるプラスチック製容器包装のごみ収集、剪定枝等、生ごみの再資源化につきまして、方針を明確化するほか、新たな施策についても検討し、焼却ごみの削減と再資源化率の向上を目指してまいります。

4点目、北谷津清掃工場の停止後、3用地2清掃工場運用体制による安定的かつ継続した処理体制を確立するため、計画的に清掃工場の整備等を推進するほか、最終処分場その他必要となる廃棄物処理施設の整備を次期計画に位置付けるものでございます。

次に、4「現行計画の評価・見直し」については現行計画全体の評価を行い、実施していない事業、実施時期の再検討を要する事業について見直しを行う予定でございます。

次に、5「計画の策定方法」についてですが、(1)計画の全体評価と施策の見直し調査を行います。(2)計画のビジョン、各種施策等の検討提案をいたします。(3)計画の策定として、平成28年度に計画の決定を行う、という段取りでございます。

次のページの計画の策定体制についてですが、下の各会の構成をご覧いただきたいと思っております。先ほど市長名をもちまして当審議会に諮問をさせていただきました、この審議会を中

心にしてご議論をいただき、答申をいただくものでございます。

また、その下に、ごみ処理基本計画の部会がございます。後ほどご説明いたしますが、計画の策定調査に当たり、専門的・技術的事項について、調査研究を行い、審議会に報告をしていただく部会を新たに設置させていただきます。

その下、庁内の委員会でございますが、ごみ処理基本計画の策定委員会及びワーキングにおいて内容を詰めさせていただき、審議会にご議論いただく材料を整理させていただく予定でございます。

また、ごみ問題検討委員会におかれましては、さまざまな千葉市の施策につきまして、これまでご検討いただき、ご助言をいただいたところでございます。引き続きご議論をいただき、さまざまなご意見をいただければと思っております。

そのほか、千葉市におきましては、廃棄物適正化推進員の研修会を通じて、ご意見をいただく、あるいは千葉市再資源化事業協同組合や千葉市清掃協議会、廃棄物リサイクル事業協同組合様より、ご意見をいただきながら検討を進めさせていただければと思っております。

3 ページは、現行計画の策定体制ということで、比較でございますので、説明は省略をさせていただきます。

4 ページに、計画策定までのスケジュールの概要をお示しさせていただいております。

一番左側の審議会の欄を縦にご覧いただきたいと思っております。計画策定に係る基本的事項につきまして諮問をさせていただいたところであり、本日は、計画の策定方針、策定体制、そして、部会の設置等につきましてご議論をいただく予定でございます。

今回は8月頃を予定しておりまして、本日、一部ごみ処理の現状につきまして、ご説明いたしますが、今回はこれに基づきまして、課題等の抽出をするとともに、現行計画の点検と評価、そして、次期計画の減量・再資源化策の検討、ごみの発生量・処理量、ごみ質の将来予測等につきまして、ご議論をいただく予定でございます。

その間の議論の進捗状況によりまして、12月頃に予備を1回設けておりますが、予定といたしましては、第3回目ということで3月、部会からの報告をいただいた後、計画の骨子案、そして計画の策定に係る基本事項の答申の案につきましてご議論をいただき、平成28年5月には計画の策定に係る基本事項の答申案（最終案）につきまして、ご議論をいただき、もって答申をいただくというスケジュールでございます。

その後、計画策定の作業を順次進めてまいります。審議会には随時ご報告をさせていただき、7月にごみ量予測の結果、個別事業の精査検討、目標値・ビジョン等につきまして、

報告し、ご審議をいただく予定でございます。

10月頃には計画案の概要が取りまとめられ、その後、10月から12月の間、パブリックコメントを実施し、平成29年1月、2月には、パブリックコメントの結果等を受けまして、計画（案）の最終調整につきましてご議論いただく予定でございます。

この右側に、ごみ処理基本計画部会につきまして、今後のスケジュールを示してまいります。審議会での議論に連動いたしまして、7月頃にごみ処理の現状把握と課題調査等につきましてご議論をいただく予定でございます。

また、11月には審議会の報告事項をまとめるということで概ね2回の予定をさせていただいております。

次に、資料1-2、部会の設置につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1の目的でございます。次期計画策定に当たり、専門的・技術的事項について調査研究を行うため、千葉市廃棄物減量等推進審議会の下部組織として部会を設置するものでございます。

段落を少し飛びまして、部会の位置付けでございます。審議会において計画全体の審議を進める前段階において、部会で計画の骨子にかかわる主要事項の詳細な調査研究を行い、その内容を審議会へ報告するものであり、より実効性の高い計画とすることを目指すものでございます。

部会の概要でございます。（1）から（3）につきましては、これまでご説明したところでございます。（4）委員でございますけれども、これは規定によりまして、審議会委員のうち会長が指名する方ということで5名を予定しております。

開催回数につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり2回程度を予定しております。

設置予定日につきましては、本日、ご議論いただきまして、お許しをいただければ、本日で設置をさせていただきたいと思っております。

部会の委員につきましては、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第4条の2第2項に基づきまして、審議会委員のうち、会長が指名する方と規定をされております。大変恐縮ですが、ここで米持会長より、部会委員の指名をお願いいたします。

【米持会長】 それでは、私より部会委員を指名いたします。倉阪委員、藤原委員、金子委員、武井委員、飯田委員の5名を指名します。

【森永課長補佐】 ただいま米持会長からご指名いただきました部会委員の名簿を委員の皆様様に配布させていただきたいと存じます。しばらくお待ちくださいますよう、お願いいたします。

ます。

〔部会委員名簿配布〕

【森永課長補佐】 それでは、引き続き、米持会長、よろしくお願いします。

【米持会長】 ただいまの資料 1 - 2 までのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

【米持会長】 大変恐縮でございますが、議題（1）ウまでについて終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【米持会長】 ほかに意見等がないようですので、本件について、審議を終了させていただきます。

続きまして、議題（1）のエ、現行千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実施状況について、事務局より説明をお願いいたします。

【神崎資源循環部長】 それでは、資料 1 - 3 と参考資料 1 によりご説明したいと思います。こちらは本日机上配布させていただきました千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の体系をご説明するための資料でございます。左側、「まだできる！とともに取り組むごみ削減・一歩先へ」というビジョンのもと、基本方針 1、2、3 を定めております。

基本方針の 1 としましては「市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します」、2 としまして「分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します」、3 としまして「低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します」、という 3 つの基本方針のもと、個別事業に掲げられております 27 の事業を計画的に推進することとしております。

次に、同じ資料の右上でございます。計画目標として、平成 33 年度の計画目標、数値目標をここに掲げております。総排出量につきましては、36 万 4,000 トンに抑制、焼却処理量につきましては 22 万トンに削減、再生利用率につきましては 43% に引き上げ、最終処分量につきましては 1 万 7,000 トンに削減、温室効果ガス排出量につきましては 8 万 3,000 トンに削減するという、それぞれの目標を設定させていただいております。

ここで本来であれば、現状の進捗状況ということで、それぞれの目標に対する平成 26 年度の実績をご紹介しますところでございますが、現在、決算集計中でございますので、次回

にこの計画目標に対する到達点につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、資料の1－3にお戻りいただきたいと思えます。こちらの資料は、現行のごみ処理基本計画に位置付けられている事業が平成26年度まで、どのような状況かを取りまとめたものでございます。多種多様な事業がございますけれども、ポイントを絞りまして、概略をご説明させていただきたいと思えます。

まず、資料1－3の1ページでございます。基本方針1の1として「ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大」という項目につきましては、平成24年から平成26年の実施状況をもって概略を説明させていただきたいと思えます。まず、「ちばルール」関連につきましては、ホームページやごみ減量広報紙等の広報媒体を活用し、「ちばルール」の普及・啓発を進めております。

また、商店街と協定を締結するとともに、協定店の取り組み、PRのため、店頭キャンペーンを随時実施しております。

また、「ちばルール」の施策の推進のために優良店の表彰を毎年度実施するとともに、平成25年2月に「ちばルール」を改正いたしました。

また、協定店におけるレジ袋の辞退率等につきまして、ホームページへ掲載するとともに、商店街等への加入促進を進めている状況でございます。

次に、右上にまいりまして、「国及び他自治体との連携」ということで、国及び他自治体との連携などにつきまして計画がございます。これにつきましては、九都県市などによりまして3R普及促進事業、例えば最近ですと、「食べきりげんまんプロジェクト」等を実施しております。

次に、3の(1)3R教育・学習の推進等につきましては、環境教育の教材の製作・配布、ごみ分別スクールの実施、中学校の生徒会と連携した古紙の分別・収集あるいは啓発、「エコレシピ料理講習会」、市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の立ち上げなどに取り組んでいるところでございます。

(2)ごみ処理に関する情報の共有化につきましては、市政出前講座、市民向けの説明会、ごみ減量広報紙、ごみ出しガイドブックの発行などに取り組んでおります。あわせて、ごみステーションにおけるポスターの掲示、事業系焼却ごみ削減に向けたチラシの配布、事業者向けの広報誌「リサイクリーンちば」の配布などを実施しているところでございます。

次に、裏面にお進みください。4(1)生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進の事業でございます。まず、生ごみ減量関係につきましては、公民館等での生ごみ減量・再資源化講習会の

開催、段ボールコンポスト製作講習会開催などに取り組んでおります。あわせて、生ごみ減量処理機、肥料化容器購入費の助成を行っております。

さらに、千葉市独特でございますが、生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣を行っております。

剪定枝等につきましては、剪定枝のチップ機の貸出しを継続的に行っているところでございます。

次に、5の「発生抑制・再使用の促進」でございます。(2)再使用の促進でございますが、各区役所での情報リサイクル情報コーナーにおきまして、不用品の交換情報を提供しております。また、市政だよりやユーチューブなどを活用いたしまして、マイボトルの普及に関する啓発を実施しております。

次に、同じページの右上、6「料金の見直しによるごみの排出抑制」でございます。家庭ごみの有料化につきましては、本日、議題でも後ほどご紹介いたしますが、平成26年2月に家庭ごみ手数料徴収制度を導入したところでございます。(2)処理施設への搬入手数料の見直しにつきましては、現在、検討中ございまして、現時点では実施をしておりません。

7の「ごみ出し支援サービスの実施」につきましては、家庭ごみ手数料徴収制度の併用施策といたしまして、平成26年2月から実施しているところでございます。

8の「環境美化の推進・不法投棄の防止」でございます。環境美化に取り組む市民への積極的な支援といたしまして、ごみ袋の配布、清掃用具の支援、さらには、積極的に活動を行う団体につきまして、表彰等を行っております。あわせて、「ごみゼロクリーンデー」の実施、「路上喫煙等ポイ捨て防止」に関する街頭キャンペーン等の実施を行っているところでございます。

次に、3ページにお進みください。(2)不法投棄の防止でございます。まず、不法投棄対策といたしましては、各環境事業所において町内自治会等と連携し、監視パトロールを実施しております。さらに、不法投棄防止強化月間を設けまして、さまざまな活動に取り組んでいるところでございます。

次に、9「C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進」でございます。まず、(1)市庁舎等における率先した3Rの推進でございますけれども、C-EMSを全ての市施設に適用させるとともに、目標達成状況等につきましては、ホームページで公表をさせていただいているところでございます。

次に、同じ3ページの右上でございます。ここからは基本方針の2に関係するものでござ

います。10の「市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援」でございます。まず初めに、協働によるごみの減量・再資源化に関する取り組みでございます。③といたしましては、廃食油回収リサイクルに取り組んでおります。これについては、かなり積極的に地元の団体さんに取り組みをいただいているところでございます。

次に、(2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援といたしまして、廃棄物適正化推進研修会を毎年開催させていただくとともに、適正化推進員と不法投棄監視員の美化活動ガイドラインを策定し、現在、運用しております。

次に、4ページにお進みください。左上でございますが、業界団体や商工会等の組織団体に対する情報提供や講習会に取り組んでおります。

また、⑤といたしまして、ごみ問題検討委員会、市長との懇話会の開催などを実施しております。

次に、12の「ごみ排出ルールの遵守・指導徹底」でございます。ごみステーションの排出指導の強化ということで、まず①として適正化推進員、不法投棄監視員の美化活動ガイドラインを運用させていただくとともに、外国語版のごみの出し方ガイドブックの配布、あわせて、外国語版のごみステーションの看板の配布などを行っております。

次に、④ごみの分別・排出指導制度に基づく指導の強化でございますが、不適正排出ごみにつきましては、状況を見極めながら開封調査をし、不適正なものにつきましては、文書指導等で強化をしております。あわせて、住宅管理会社との連携による単身者向けの啓発を随時実施しております。

あわせて、(2) ごみステーション管理の支援として、これも家庭ごみ手数料徴収制度導入時に併用施策として導入したところでございますが、ごみステーションの管理に必要な物品、コンテナ等の購入に対する補助金の交付を行っております。

同じページの右上、③資源物の持ち去り対策の強化につきましては、環境事業所によるパトロールの強化などの対策を講じております。

次に、13の「多様な排出機会の提供と動機付けによる古紙等の再資源化の推進」でございます。まず(1)として、集団回収団体等に対する支援といたしまして、集団回収奨励補助金の支給、保管庫、リヤカー等、物品の貸与、そして、積極的に活動を行う団体表彰につきまして運用しております。

次に、(3) 市民が分別排出しやすいシステムづくりでございますが、代表的なものとして、③古紙回収庫における古紙回収、使用済小型家電の拠点回収、先ほどもご説明

いたしました廃食油回収リサイクルに取り組んでいるところでございます。

次に、14の「プラスチック製容器包装の再資源化の推進」につきましては、容器包装リサイクル法改正の動向を注視するとともに、回収方法、回収量、費用対効果等を勘案した上で実施を検討することとしております。

次に、5ページにお進みください。15「剪定枝等の再資源化の推進」でございます。市民の方々が排出した剪定枝を回収し資源化するという大きな循環システムの構築に向けまして、今年度モデル事業を2地区で実施をしているところでございます。

16「生ごみの再資源化の推進」でございます。家庭系生ごみの収集につきましては、生ごみ分別収集特別地区事業を4地区で展開をしているところでございます。あわせて、事業系生ごみ対策といたしまして、食品関連事業者に対し生ごみをリサイクル事業者へ排出するよう指導しております。

次に、17「さらなる資源化品目の検討・推進施策」ということで、(2)民間事業者との連携による使用済小型家電の分別収集に取り組んでおります。

18「事業所ごみの排出管理・指導の徹底」につきましては、右側①減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査の強化を実施しております。

さらに、右側中段の(2)事業所ごみの不適正排出対策強化について、①として、新規開業の事業者へリーフレットを送付するとともに、ごみを分別・排出ルールを遵守していない事業者に対して個別に指導を実施しております。

次に、19「清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施」でございます。搬入物検査を実施しまして、検査の実施状況等をホームページに公開をし、不適物を搬入した許可業者及び排出事業者に対する指導を実施しております。

次に、6ページにお進みください。ここからは、基本方針3に関連するものでございます。

まず、20の「収集運搬体制の合理化」でございます。(2)の収集体制の整備・見直しでございますが、こちらは右側の(2)、③をご覧ください。粗大ごみの収集の委託化の実施につきましては、3年間で全市委託が完了したところでございます。

次に、21の「民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築」でございます。(1)の事業系ごみの民間処理の促進といたしまして、市内の民間廃棄物処理施設を活用した生ごみの処理を継続的に行っております。

また、(2)の④でございますが、災害時における民間施設との支援体制の構築として、平成23年4月に「震災廃棄物処理の支援に係る協定」を締結しております。

次に、22の「焼却残さの再生利用の推進」につきましては、(1)の①として、焼却残さの熔融スラグ化の再利用を図っているところでございます。

23の「焼却処理施設の長期的な運用計画の推進」につきましては、北清掃工場、新港清掃工場における長期責任型運営維持管理の実施を継続的に行っております。

次に、24の「最終処分場の適正管理」でございます。最終処分場の適正な維持管理を行うため、右側の(1)の①から③にありますような対策、検査を講じております。

さらに、(2)清掃工場同様、最終処分場につきましても維持管理における民間活用の実施について、長期責任型運営維持管理に移行しております。

次に、25「安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進」でございます。(1)北谷津清掃工場の廃止に関する方針を検討するとともに、(2)焼却ごみの安定処理を確立するための施設整備方針を検討し、推進をしているところでございます。これは本日の議題でもございますので、後ほど詳細を説明させていただきたいと思っております。

次に、7ページへお進みください。26の「新たな資源化システムの検討」でございます。(3)次期リサイクル施設に関する整備方針の検討を進めさせていただいております。こちらにつきましても、以降の議題で詳細な説明をさせていただきます。

最後に27の「適正処理困難物等の処理推進」について、自治体がなかなか処理できないごみの処理を全国的なシステムの中で推進していこうとするものでございまして、一自治体ではなかなか対応することができないため、大都市清掃会議や全国清掃事業協議会などを通じ、国に対する要望を行っております。

以上、ごみ処理基本計画の概要と現行の計画事業の実施要綱につきまして、概要をご説明しました。ご審議をよろしくお願いいたします。

【米持会長】 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございましたが、ご質問がございましたらお願いいたします。三瓶委員。

【三瓶委員】 ご説明ありがとうございます。三瓶でございます。参考資料の1の中の処理基本計画の体系の中にごございます計画目標(平成33年度)、排出量ということで細かく書いてあるんですけども、これは年間計画で、1年ごとのものであるかというのを一番最初にお伺いしたいと思います。

【米持会長】 一問一答か、一括か、前もってお願いしたいと思います。

【三瓶委員】 手短に一問一答でお願いします。

【米持会長】 部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 計画の最終目標年度であります平成33年をお示しいたしましたが、各年度の指標は、この計画書そのものには記載されておられません。しかし、内部的な資料として、毎年度の計画値はございます。それに基づきまして、その年度の各実績もございます。平成26年度につきましては、現在集計中でございますので、各年の目標と、各年の実績につきましては、次回お示しをさせていただく予定でございます。

【米持会長】 三瓶委員。

【三瓶委員】 ありがとうございます。各年ごとに精査していただけたということでしたので、そういうふうにしていただきたいと思うのですが、特に人口推計で、千葉市が、平成21年現在ですけれども、96万8,000人ですか。あと5年たちますと、1万人ぐらい増えて97万幾ら、今から5年後は1万人ぐらい増えるのかなというふうに千葉市でも推計されております。向こう10年間あるいは15年間になりますと、人口がどんどん減ってくることが試算されておりますので、順次そのような状況を、毎年ごとにやっていただかないと、こういうふうにとちょっとアバウトで出し過ぎかなと思うんですけども、ある程度、人口推計も入れた計画目標年度、トータル的には平均するところなるかもしれないけれども、毎年ごとの人口推計によっては出すべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 ご意見いただきましてありがとうございます。ごみ処理基本計画は中長期の計画でございますので、中間目標年度と最終年度ということで、現在想定しておりますのは最終年度が平成43年でございますので、平成43年度の最終目標をお示しするとともに、途中の中間年度につきましても中間目標ということできちんと表示をさせていただきます。参考資料の1の右側でございますけれども、説明を省略してしまいましたが、毎年度進行管理を行うこととしておりますので、毎年度のそれぞれの目標につきましても、きちんと整理をさせていただきたいと思っております。ただし、計画書レベルですと、毎年度表示すると、ちょっと見づらくなりますので、中間目標年度、最終年度ということで表示をさせていただきたいと思っております。

人口の件でご指摘をいただいたところでございますが、千葉市の人口推計によれば、平成32年に97万4,000人弱でピークを迎え、その後、緩やかに減少し、平成43年は今の想定ですと93万1,000人ぐらいで、現在より3%程度減るような状況でございます。こういったところもきちんと押さえた上で、施設整備あるいは具体的な施策を検討させてい

ただきたいと思います。以上でございます。

【米持会長】 三瓶委員。

【三瓶委員】 今、ご答弁いただく中で、途中で私、若干、理解が不能になってしまった部分があるのですが、計画では、あと、平成32年では97万4,000人で、数パーセント減るといようなお示しもいただいたのですけれども、その根拠がよくわからなくて、私としては、人口がこれだけ増えるということと、それからもう一つは、例えば焼却炉が、年間22万トンですか、このようにしますと、現在よりもかなり減らさなければならないということになってきます。これですと、3万4,000トンぐらい減らさなきゃならない。それはかなりきつい作業になってくるのかなというふうに思いますので、示された27項目でかなり削減できることも聞いているのですけれども、それと、その個別事業と計画目標がリンクされるような目標値、これだけ減らせるよというのもお示しただけなら市民の方も、よりわかりやすくなるのではないかと思いますので、お考えを伺います。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 現行計画策定時にも人口推計を分析いたしました。そのときと比べまして、現在の最新の人口推計、若干上向きになっております。ピークが平成32年で97万4,000弱ということございまして、その後、緩やかに減少していくという状況でございます。ご意見いただいたとおり、きちんと整理をいたしまして、ごみ量等の目標につきましても、今後の人口の動向なども見据えまして、目標を再構築していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【三瓶委員】 わかりました。ありがとうございます。

【米持会長】 ほかにございますか。伊藤（久）委員。

【伊藤（久）委員】 ご説明いただきましたけど、資料1-3、5ページ、19の「清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施」ということで、②不適正搬入者の指導の実施、これは実施をしたという報告でしたけれど、何件くらいあって、どういう指導をしたんでしょうか、教えてください。最近、業者じゃなくて家庭でたくさん積んで清掃工場へ持って行って捨てて、許可を得ているようですけど、その点、2つの違いを教えてください。

【米持会長】 部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 清掃工場における搬入物検査の状況については、平成23年度に1万1,485台、平成24年度に1万7,920台、平成25年度に2万17台、平成26年度は今集計中でございますが、若干増えるような感じでございます。また、不適正が確認さ

れましたところにつきましては、指導を随時させていただいており、指導件数は、平成23年度に38件、平成24年度に26件、平成25年度に24件、平成26年度につきましては、現在、集計中でございます。清掃工場において、定期的に搬入物検査を行うようになり、実態といたしましては、分別が進み、特に古紙類が可燃ごみに混入するということが若干少なくなってきております。

しかしながら、まだ完全ではございませんので、私ども検査方法を工夫するという一方で、また指導も個別丁寧に行っていくということで対応させていただいているところでございます。以上でございます。

【伊藤（久）委員】 ありがとうございます。件数が徐々に減っているということで、それはよいことだと思います。平成26年度も集計して、徐々に減らしていってくれることを願います。

【米持会長】 ほかにございますか。市原委員。

【市原委員】 この場では清掃協議会の会長ということで、一応市の清掃行政を担っている業者さんの代表ということで、ちょっと個人的な質問にかぶってしまうんですけど、7の「ごみ出し支援のサービスの実施」ということで、高齢者、障害者世帯を対象としたごみ資源物の個別の収集ということで、平成26年もやっているということなんですけど、実はこの案件ではないんですけど、一般廃棄物の事業協同組合に、委託の人たちが遠距離でとれないという、市民のごみを事業系委託のほうに市のほうから紹介されたということで実際にやっているわけなんです。なもので、うちの事業系の組合も一般家庭のこともやっているんで、これを正式に委託事業として、うちの事業系一般廃棄物協同組合にこういうような業務を、実際にやっているんで、もし差し支えというか、うちの事業協同組合は、市との業務は一切やっていないんで、どうしても市と距離感があるので、そういう事業を、業者はみんな一生懸命頑張っているんですけど、事業系の仕事がどんどん減りまして、ごみ減量化に比べると3割ぐらい仕事が減っちゃっているんです。そういうことも含めまして、こういう仕事を当組合のほうに委託という形でやらせてもらいたいのと、もう一点、12、ステーションの容器の貸し出しとか、ごみステーション管理の支援ということで、今、コンテナの購入とかいろいろやっているということなんですけど、やはりステーションに袋を置く、町内会とかそういうことがなかなか難しいところには、ごみ容器を貸与して、それを収集し終わったら、各責任者の方が収納するという業務になると思うんですけども、こういうような形の業務を、うちの組合員の中には、そういうことが手なれている業者がいっぱいいるんで、これも

含めて、もしそうであれば、細かい行政サービスに貢献できるんじゃないかということで提案というか、こういう実態があるということで、そういうようなことにも、微力ながら、市のごみ減量化、市民サービスの向上に寄与できるんじゃないかということで、提案というか、私は協議会の会長なんですけど、あわせて事業系の廃棄物の業者の代表でもあるので、そういうことで提案させていただきたいと思います。ちょっと細かいことで申し訳ないんですけど、よろしくお願いいたします。

【米持会長】 部長、よろしいですか。

【神崎資源循環部長】 ご意見いただきましてありがとうございます。まず、1点目のごみ出し支援サービスの関係でございますけれども、こちらの現行のシステムですと、地域のごみ出しの困難になった方々に対する一つのサービスということで、各団体様にご尽力をいただきながら、その団体さんの実績に応じて補助金という形で支援をさせていただいている事業でございますので、まだマッチングとしては余り出てこないのかなとは思いますが、しかしながら、もう少し長期的に見たときに、そういった事業が成り立つかどうかというところについては、今後検討をさせていただきたいと思っております。

2点目につきましては、新たなご提案ということでございますので、次の計画事業を検討するときに、改めてご議論いただければと思います。以上でございます。

【米持会長】 市原委員。

【市原委員】 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【米持会長】 ほかにございますか。小川委員。

【小川委員】 余り時間がないのと、8月に評価をするということなので、資料要求というか要望だけ。今、説明の中では実施事項について説明いただきましたけれども、実施しなかった事業について、実施しなかった理由と、今後の市としての考え方をまとめた資料を、次回の8月の審議の前にいただけると、今後、どうしていきべきかというたたき台になると思いますので、そういった資料をご用意いただいたほうがいいのかと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【米持会長】 よろしいですか。次、ございますか。

それでは、ご意見がないようですので、本件についての審議を終了させていただきます。

(2) 千葉市一般廃棄物処理施設基本計画の概要について

【米持会長】 続きまして、議題（２）千葉市一般廃棄物処理施設基本計画の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

【神崎資源循環部長】 それでは、資料２をご覧ください。千葉市一般廃棄物処理施設基本計画の概要でございます。今回、委員の改選ということでございますけれども、前回の審議会におきまして基本計画の概要について、資料をお配りして説明をいたしておりますので、重複する部分もありますが、ご了承ください。

まず、資料２の左上の計画の位置付けでございます。こちらは、ごみ処理基本計画に基づき、安定的な処理体制を構築するため、将来的な各処理施設の配置及び整備に関する方針として一般廃棄物処理施設計画を策定しております。この整備計画に基づきまして、北谷津清掃工場用地の活用を念頭に置いた新清掃工場の計画緒元設定、処理方式の検討、基本図面類の作成、建設事業費、スケジュール作成を行うこととしております。体系につきましては、図示をさせていただいたとおりでございます。

次に、一般廃棄物処理施設整備計画の概要ということで、現行の廃棄物処理施設の概要をここに表としてまとめさせていただいております。ご承知のとおり、清掃工場につきましては、現行３工場が運用されており、リサイクル施設としては新浜リサイクルセンター１施設が稼働しております。あわせて、最終処分場及び汚水処理場につきましては、記載のとおり稼働しております。

（２）の清掃工場の整備方針を２点にまとめてございます。年間焼却ごみ量を２５万４、０００トンまで削減し、平成２８年度末に老朽化した北谷津清掃工場を停止させ、２清掃工場稼働体制、運用体制とさせていただきます。また、新港、北の２工場で安定的なごみ処理が可能となるよう、稼働させながら老朽化による廃止時期に合わせ、計画的に代替施設整備等を行い、３用地で２清掃工場を運用していくという方針でございます。

次に、事業スケジュールでございます。右の矢印のついた図をご覧くださいなのですが、まず、平成３８年度の新港清掃工場の廃止に合わせまして、北谷津清掃工場用地の活用を念頭に新施設を北谷津の用地に稼働させます。次に、新港清掃工場につきましては、平成３７年度末に停止をいたしましてリニューアル整備を実施後、平成４３年に稼働をさせるところでございます。リニューアル整備といいますのは、既存の建物は活用いたしまして、内部の老朽化したプラントを交換する整備手法でございます。

次に、（３）リサイクル施設でございます。次期施設の建設につきましては、新用地あるいは現有地を拡張いたしまして、より高度な資源化機能を有した施設を、現施設を稼働させ

ながら建設する予定でございます。

次に、（４）最終処分場及び汚水処理場でございます。現行の処分場につきましては、平成50年度末で埋め立て終了見込みであり、用地選定には時間を要することから、早期に新処分場の検討を開始する予定でございます。また、老朽化が著しい汚水処理施設につきましては、現施設を稼働させながら新用地に建設する予定でございます。

次に、裏面にお進みください。実態といたしましては、ここからが新しい情報ということになります。

まず、3「一般廃棄物処理施設基本計画の概要」でございます。ここからは、次期清掃工場の計画の概要ということでございます。

まず、整備のコンセプトでございます。これは5点にまとめてございます。

- 1点目として、安全で安定稼働できる施設とすること。
- 2点目として、循環型社会に適応した施設にすること。
- 3点目として、環境にやさしい施設とすること。
- 4点目として、災害に強い施設とすること。
- 5点目として、環境意識の充実を図った施設とすること。

この5点を整備コンセプトといたしております。

次に、（２）の新清掃工場焼却方式につきましては、参考資料の2を先にご覧いただけますでしょうか。焼却方式の比較というところでございます。代表的なものということで、ストーカ式とガス化熔融方式の3種類の比較をここで表としてまとめております。

まず、ストーカ式でございます。千葉市3つの清掃工場がございますが、現在の清掃工場は全てストーカ式でございます。図をご覧いただきたいのですが、ストーカ、つまり火格子の上でごみを乾燥・焼却をさせ、そして別途、焼却灰を熔融処理する方式でございます。長所としては、納入実績が最多であり、燃焼が安定的、そして運転管理が容易という長所がありますが、短所としては、建築面積が大きくなること、消費エネルギーが大きくなること、そして、灰熔融炉の管理が比較的難しいという短所がございます。

次に、ガス化熔融方式のうちシャフト炉式は、ごみと副資材、例えばコークスなどを投入いたしまして、熱分解と熔融を一つの炉で行うということでございます。ストーカについては、燃やすという作業と灰を熔融するという作業が分離しておりますが、シャフト炉では、これが合体したようなイメージでございます。特色といたしましては、多様なごみ質に対応が可能であるということ、投入ごみを全量熔融可能であること、資源回収が容易であること。

一方で、副資材が必要であることから、CO₂の排出量の増大を招くといった短所がございます。

次に、流動床式につきましては、ガス化炉でごみを熱分解いたしまして、熱分解ガスと灰、炭を生成いたします。熔融炉でこの熱分解ガスと炭を燃焼させまして、不燃物類を熔融するというところでございます。長所といたしましては、排ガス量が少ないこと、資源回収が容易であること、焼却灰の処理が可能であること、一方で、短所といたしましては、破碎などの前処理が必要であるということ、安定運転について多少気を使うことと言われております。

こういった焼却方式の比較を踏まえ、資料の3の(2)新清掃工場の焼却方式にお戻りいただきたいのですが、ストーカ式の場合、不燃残さを処理することができないため、現行と同じく不燃残さを最終処分しなければいけないということで、最終処分量が非常にひっ迫している千葉市におきましては、埋立地に負荷が掛かるという難点があること、熔融炉が別ということ、稼働実績も若干少ないということ、建設費と維持管理経費がガス化熔融方式に比べて高いというようなデータもあることから、北谷津用地に計画をしております新清掃工場の焼却方式につきましては、最終処分場の延命化を考慮したものとするため、ガス化熔融方式を採用したいと考えております。

また、次の段階で、新港清掃工場はリニューアル整備が想定されております。これにつきましては、先ほどご説明したとおり、新港清掃工場の躯体、建物につきましては、まだ継続利用が可能であることを前提といたしまして、この箱物に入るような設備ということになりますと、ガス化熔融炉につきましては、建物の高さが足りないということで、ストーカ式が選ばれるということになります。現行の新港清掃工場につきましては、処理能力が405トンでございますが、次期の新港清掃工場については、522トンを想定いたしておりますので、現行建物に入るぎりぎりということを考えますと、処理方式の制約を受け、ストーカ式となるということを想定しております。

次に、同じペーパーの右側、(3)新清掃工場の施設規模について、3点にまとめております。

1点目としては、2清掃工場の焼却ごみ量は、従来の可燃ごみに加え、廃棄物処理施設整備交付金要綱で、災害時の廃棄物処理も国から強化を求められていることから、災害廃棄物を含めたものといたします。

2点目としては、2つの清掃工場の可燃ごみ焼却量は、2つの清掃工場で等分した量といたしました。今後、安定的に運営する上で、焼却ごみに応じた規模というのが非常に運用し

やすいということでございます。

3点目といたしまして、北谷津用地の新清掃工場については、最終処分場延命化を考慮して、他の工場から排出される焼却主灰及び新浜リサイクルセンターから排出される不燃残さを処理することとし、その量を加味しております。

ちなみに、現在、焼却灰につきましては、一部資源化をいたしておりますが、多くは最終処分場で埋め立て処理をいたしております。また、不燃残さにつきましても、一部資源化をいたしておりますが、埋め立て量は少なくないという実態でございます、最終処分場に負荷が掛かっているという実態でございます。

その下に、焼却量の見込みを出しております。まず、平成43年度を目標としておりますが、こちらは先ほどのスケジュール表からご覧いただきまして、2つの清掃工場すなわち北谷津清掃工場用地に整備します新工場、そして、新港清掃工場のリニューアル整備、これが両方完了する平成43年を目標年度としております。この時点の焼却対象量を、年間28万1,622トンと見込んでおります。こちらは災害廃棄物の量、これは千葉市で災害が発生したときに想定される可燃性の災害廃棄物の量が約16万トン程度と想定されております。これを約5年間で処理をし切るということということで、災害廃棄物年間約3万2,000トン余りを上乗せした量でございます。従いまして、通常の焼却量の上限といたしましては約25万トンを見込んでおります。

次に、左側の新清掃工場（北谷津用地）のところをご覧ください。先ほどの28万1,000トン余りの焼却対象量を二分いたしまして、約14万1,000トンを焼却対象量として見込み、焼却能力につきましては、1日当たり522トンを想定しております。これに新港工場からの焼却主灰の受け入れ、新浜リサイクルセンターからの不燃残さの受け入れを加味いたしまして、年間処理量を15万8,442トンと見込み、焼却処理能力を1日当たり585トンと設定しております。

右側の新港清掃工場（リニューアル）につきましては、等分いたしました年間約14万1,000トンの焼却能力ということで、1日当たり522トンを想定しております。

次に（4）これまでの経過及び今後のスケジュールでございます。ポイントを絞ってご説明をいたします。清掃工場の整備につきましては、何よりも地元の方、地域の方に受け入れられる形で整備計画を進めていくことが大変重要でございます。これまでも新工場の地元となります北谷津清掃工場周辺の自治会様と協議を重ねてきたところでございます。平成26年5月、整備計画につきまして、3つの自治会に説明をさせていただきました。また、今年

の6月には、新港清掃工場の見学会を、地元自治会を対象に実施させていただきました。

今後の予定でございますけれども、今年9月に一般廃棄物処理施設基本計画につきましてパブリックコメントを実施し、10月に地域計画を作成し、国に交付金の申請をいたします。その後、平成28年度、環境アセスメントの実施とあわせ、PFI導入可能性の調査等を実施いたします。計画では、平成29年3月に北谷津清掃工場の停止をいたしまして、平成29年から平成32年まで環境アセスメントを実施するとともに、平成33年に現工場の解体工事、建設工事に着手いたします。その後、建設工事を行い、平成38年に新清掃工場の竣工というスケジュールを想定しております。

一般廃棄物処理施設基本計画関係の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【米持会長】 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございましたが、質問がございましたら、お願いいたします。市原委員。

【市原委員】 新工場のことですらちょっとご質問があります。ガス化溶融炉というのは多分JFEのある焼却施設だと思うんですけど、これを見ると、新工場に、新港の焼却灰とか新浜リサイクルセンターを持っていけるので、埋め立て最終処分場の延命化にもなるし、非常にいいシステムだと思います。それで、もう一点聞きたいことは、新港が今、売電をやっているんですけど、これは廃熱ボイラーがあるので、これは当然、今度は法律も変わるので、相当売電の環境というか、熱の新しいエネルギー対策にも寄与できるのかなと。その売電の能力をちょっと。

それと、もう一点、問題がCO₂排出量が大いということになると、今、COP25で、日本のCO₂のあれが、真面目なので日本人、一生懸命頑張っているんだけど、なかなか評価されないということで、もしそのときに、政府で総量で枠を決められちゃったときに、この施設が整合性がうまくなるのかなと、私、門外漢なんですけど、その辺がちょっとどうなのかなと。

ただ、総体的にはこのシステムが一番合理的ではないかなと思っています。以上です。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 まず焼却処理方式に関係してですが、今、上げていただきましたメーカーさん以外もつくっている施設でございますので、複数のメーカーさんが対応できる可能性があるということでございます。

ただ、ご指摘いただきましたとおり、新内陸最終処分場の使用年数、これの延長で大きく

貢献できると我々も見込んでおります。現体制で、最終処分を継続したときに比べまして、試算でございますが、焼却灰のスラグ化などを推進した場合、7年、8年ぐらい、延命できると見込んでおります。具体的な数字につきましては、次回以降、明らかにしてご説明をさせていただきますように思っております。

もう一点、CO₂の排出量についてでございます。先ほどの3つの処理施設の比較で申し上げましたので、副資材を使うシャフト炉につきましてはCO₂の増大というところが欠点だというご説明をさせていただきましたが、今、試算している状況からいたしますと、仮にこういったシャフト炉を導入したといたしましても、平成25年度のCO₂の排出量よりも削減できると試算しております。これにつきましても、ごみ処理基本計画の数値目標としてCO₂の排出量を入れるか入れないかというところもございますけれども、そこにつきましても、次回以降、またご議論いただければと思っております。

【米持会長】 瀬川廃棄物施設課長。

【瀬川廃棄物施設課長】 売電でご質問がありました。売電というよりも発電ということだと思ふんですけれども、今、設計中ですので、どのぐらいまでということはちょっと数字はまだ出ておりませんが、今、交付金の中では熱回収施設ということでサーマルリサイクルという形で、国のほうも発電を奨励しております。その中で、ある一定の発電効率を超えると、交付金も3分の1から2分の1になるということもございまして、それに向けてやっています。今、北工場、通常の発電は大体10%を超すか、ちょっとぐらいなんですけれども、今、国のほうもそういうことで奨励してまして、大体20%を超えるぐらいの施設づくりをなささいということで、今、そういう形で進めておりまして、将来的には自分で所内で処理に必要な電力を賄って、なおかつ売電をするというような方向で検討しております。以上です。

【米持会長】 市原委員。

【市原委員】 ともかく門外漢なので、素朴な疑問しかできないんですけど、環境にやさしくて、市民の環境がよくなるような施設で、皆さんが喜んでもらえるような施設をなるべく皆さんで、事務局と市の方々が中心になると思いますけど、ぜひともそれは切望いたします。ちょっと質問がまとまりませんが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【米持会長】 ほかに。三瓶委員。

【三瓶委員】 ご説明ありがとうございました。災害廃棄物の件なんですけども、これは今の清掃工場で、他市も含め、スタンダード的になってきているんでしょうか、ちょっと1点。

一問一答でお願いいたします。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 新たな施設づくりをするときには、国の施設整備の基本方針というものがございまして、先の大震災での教訓を含めまして、災害廃棄物が発生したときに市民生活に影響がないように、ある程度の期間をもちまして処理ができるようにということで、そういった補助対象に加えていただけるということでございますので、最近の施設につきましては、ほぼこういった形で量を見込んでいるところが多いというのが実態でございます。

【米持会長】 三瓶委員。

【三瓶委員】 ただいま補助対象にもというご答弁だったんですけども、例えば全体で180億円掛かるとして、大体どのくらいが補助対象となって、この災害廃棄物の3万2,256トン、この根拠と、それから補助対象になる金額とそのスペース、大きさ、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 説明を省略してしましまして申し訳ございません。まず、補助対象になるという考え方でございますが、いわゆる焼却施設につきましては、適正な規模を常に見込まなければいけないという大前提がございます。千葉市の場合、先ほどご説明いたしましたように、経済活動が若干上向きになったとしても、中長期的に25万トンまでに抑制をしていくと。リスク管理を含めて通常のごみについては25万トン以内に抑えるというところが一つございます。

これに加えまして、災害廃棄物の量、約16万トンのうち、5年間で処理できるようにということで、年間約3万2,000トン上乗せをいたしております。上乗せする量の多寡の議論はありますが、必要量を上乗せさせていただいて、国の補助率2分の1を見込んでおりますので、こういった補助の対象に加えさせていただくという意味でございます。

なお、スペースというお話がございましたけれども、ストーカ、シャフト、流動床につきまして、若干必要な面積とかはそれぞれ変わっております。あくまで災害廃棄物量を上乗せするということですので、通常ですと522トンのものが585トンになるということで、その分、それぞれの処理方式ごとに若干は違いますけれども、必要な容積が加算されるというふうにお考えいただければと思っております。以上でございます。

【米持会長】 三瓶委員。

【三瓶委員】 そうしますと、ちょっとしつこくて申し訳ないんですけど、金額に換算する

と、どれぐらいの補助金がもらえそうなのか。ちょっとその辺、全体的にはたしか180億円で、その半分ぐらいが国からの補助金があったように記憶しているんですけどね、私も忘れちゃったんですけど、全体的でも、こういうのが聞く前から半分は補助金だったかなと思うんですね。となると、どのような状況なのか、これも含めてご答弁をお願いいたします。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 補助率2分の1を目指したいと思っています。それには発電効率をある一定以上とするなどの要件がありますが、標準の補助率が3分の1であるところ、2分の1の補助を受けるべく施設の仕様・構成を考えたいと思います。実は、細かい作業がございまして、全体の事業費に対する2分の1ではなくて、補助対象事業に対する2分の1ということでございます。ここにつきましては、数字ですので間違いがあってははいけませんので、次回、その考え方を整理して、資料をもってお示しをさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【米持会長】 飯田委員。

【飯田委員】 2つほどお聞きしたいんですけども、大変素朴な質問なんですけど、先ほど売電の部分ということでお話が出ましたけども、千葉市の1/3削減運動の中で、今の事業系というのは、つまり搬出事業者というのは相当数減量しているわけでありまして、中でも減量とともにリサイクル率というものを非常に重視するわけでありまして、例えば食品リサイクルなどにおきましては、今、ジャパンリサイクルのほうに行ってバイオガス化ということで、これについてはリサイクルのほうにカウントされるんですけども、例えば3工場ある中で、今、市原委員がお話ししたとおり、売電しているのは新港清掃工場だけだと思うんですけども、その中で、例えば新港清掃工場のほうに搬出されたものに関しては、売電という意味では、これはリサイクル率にカウントされるのでしょうか。もしされるのであれば、例えば搬出量の全量が売電に回っているということもないと思いますので、例えばどのぐらいのパーセンテージのリサイクル率を上げればいいのか。その辺、事業系のほうにも説明したいと思いますので、もしリサイクル率がカウントされるのであれば、その辺は教えてもらいたいと思います。

それと、もう一つは、資料2のリサイクル施設の建設のことで、新浜リサイクルセンターが平成42年度末で廃止ということになっておりますけども、これにつきましても、清掃工場と同じように、センターを建設するには非常に膨大な面積が必要であると思います。時間的に考えますと、もう15年しかないということで、15年というのは、長いというよりは

非常に短いというふうに解釈しております。そういった意味で、次期の場所についてのある程度の案というのは出ているのでしょうか。その辺だけお聞きしたいと思います。以上です。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 新港清掃工場と北清掃工場において売電をさせていただいております。ご質問のリサイクル率にカウントされているかということで、さまざまな概念があるかと思いますが、環境省に報告させていただいている再生利用率には、通常物質の流れの中で分母、分子が決まっていくということで、カウントされておりません。

もう一点、リサイクル施設についてのご意見でございます。ご指摘のとおり、意外と時間があるようでなかなかないということで、次の施設整備に向けて検討は進めさせていただこうとは思っております。しかしながら、具体的な用地ということで、想定しているところは具体的にはございません。従いまして、ここでの表記は、新用地または現有地の拡張ということで選択肢の幅を広く持っているところでございます。

なお、リサイクル施設につきましては、ここでより高度な再資源化機能を有した施設として記載してございます。今後、この高度な機能というところをどこまで持たせるべきか、例えば話題として出るのは、千葉市の場合ですと、粗大ごみ、不燃ごみを破碎した後、鉄類については抽出し資源として売却いたしておりますけれども、非鉄金属につきましては現在回収されていない状況でございます。最近のリサイクル施設ですと、アルミ等非鉄金属についても資源化をするという流れがございますので、こういったところは実施するのは当然でございますけれども、それ以外の希少金属の対応をどうするかなども含め、次期のリサイクル施設についての詳細を検討していきたいと思っておりますので、ぜひ委員の皆様のご意見を聞かせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

【飯田委員】 どうもありがとうございました。

【米持会長】 藤原委員。

【藤原委員】 1点お伺いしたいのですけれども、環境省のエネルギー回収推進施設の循環交付金の二本柱として、高効率発電と施設の強靱化という2つのテーマがあると思います。今回、この整備コンセプトの中で災害に強い施設ということで、ここで見ますと、災害時に自立した稼働が可能な施設ということで、恐らく災害時に自立してごみ処理ができるということをお考えだと思うのですが、それよりも先を見据えた防災拠点とか、その辺についても今後、ご検討されるということでよろしいのでしょうか。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 強靱な施設ということで、今、ご指摘にありました電力、水、薬剤の備蓄など基本的事項は当然対応させていただきたいと思っております。また、その地域の防災拠点にするかどうかというところは、内部的に検討いたしておりますが、地域からの要望がどのような形で出てくるか、これも含めまして、今後、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【米持会長】 大変恐縮ではございますが、審議開始から1時間30分を経過しておりますので、議題（2）については、これで終わりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「1点だけいいですか」と呼ぶ者あり〕

【米持会長】 簡潔にお願いしたいと思います。

【小川委員】 時間が余りないので、質問とかという形じゃないんですが、今回、新しく基本計画を立てていくに当たって、我が会派の中で議論として出ているのが、まず1点あるのが、3用地2工場体制という言葉がこの中に盛り込まれておりますが、市長が以前から説明しているときに、要は2工場体制、1／3削減するために工場をつくらないで済むから、具体的数字は忘れたが、260億円か何かは浮くと。それでそれをほかのものに回せるんだという言い方をしながら説明してきましたけれども、結局、2工場3用地体制ということであればそのお金は浮かないわけですから、今までそういった説明に対して、どういう考えで今後市民に対して、要はつくらないということであるからそういうお金が浮くんであって、2工場体制でずっと継続するんだよ的な言い回しを言っていたことに対しての、我が会派の納得というのがまだまだ行ってない部分があります。こういった部分に関する市民に対する説明をしっかりしていかないと、誤解をしている市民も非常に多いということですので、そこはしっかり対応させていただきたいということが1点。

それから、これは個人的な要望なんですけど、今、埼玉だとかいろんところでガス化溶融の新しい施設ができていますが、導入実績のある自治体を一覧でいただきたいんです。なぜかという、例えば古くから導入しているところでどういう問題が生じているのかという調査を、私もしたいなと思っておりますので、ぜひそういった導入実績につきましてデータがございましたら、8月のときでも構いませんのでお示しいただければと思っております。以上です。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 ご指摘をいただきました。清掃工場の整備のあり方につきましては、誤解を招くような説明があったということで、委員の皆様方にもご迷惑をおかけしたところでございます。今後、整備方針に基づいて、誤解のないよう、きちんと市民に向けて説明を

させていただきたいと思っております。

2点目の清掃工場の焼却方式別の情報提供ということで、これは政令市を念頭に置いた形でよろしいでしょうか。

【小川委員】 あと、できれば、出せる一番古いところというのは、どちらも欲しいのは変わらない、両方そろえていただければと思います。

【神崎資源循環部長】 わかりました。ご用意させていただき、提供させていただきます。よろしく申し上げます。

【米持会長】 それでは、本件についての審議を終了させていただきます。

(3) 家庭ごみ手数料徴収制度導入（1年間）の効果検証について

【米持会長】 続きまして、議題（3）家庭ごみ手数料徴収制度導入（1年間）の効果検証について、事務局より説明をお願いいたします。神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 それでは、資料3をご覧くださいと思います。家庭ごみ手数料徴収制度導入の効果についてでございます。こちらも前回、制度導入後7か月間のデータをもちましてご説明をさせていただいており、若干、重複するところがあるかもしれませんが、ポイントだけを絞りましてご説明させていただきたいと思います。

資料1ページでございます。家庭ごみ手数料徴収制度導入の効果ということで、焼却ごみ量の推移をグラフと表にまとめております。表の合計欄をご覧くださいなのですが、家庭系焼却ごみ量につきましては、手数料徴収制度導入後、表をご覧くださいますと、増減はマイナス1万5,962トン、率にして8.4%の削減という実績でございます。

次に、（2）事業系焼却ごみ量の動向でございます。こちらは、直接制度とは関わりございませんが、焼却ごみ量をマネジメントするということで、事業系の焼却ごみ量も掲載しております。表の一番右側の合計のところをご覧くださいますと、145トンのプラスでございます。増減率は0.2%の増でございます。これを加味した形、家庭系と事業系の焼却ごみ量の合計は2ページの一番右下、1年間でマイナス1万5,817トン、率にして6%の削減というのが実績でございます。

これをまとめますと、3ページの下にあります参考の表でございます。平成25年度の焼却ごみ量が26万2,580トンであるのに対しまして、平成26年度は25万531トンという実績でございます。

次に4ページ目の家庭系の不燃ごみの量の推移でございます。同じく表の合計欄をご覧ください。ただきますと、マイナス2,515トン、削減率は26.4%でございます。

次に、6ページにお進みをいただきたいのですが、参考でお示しをいたしております古紙関係の回収量の動向でございます。実は、家庭ごみ手数料徴収制度導入をする際に、雑紙の分別などの促進効果もあるということで、古紙の量が格段に増えるという見込みがございましたが、実態といたしましては、集団回収、ステーション回収、古紙回収庫、これを合計した量は想定していた増加はなかったという状況でございました。

次に、10ページの布類の回収につきましても、ステーション回収と集団回収の量を足した量で見ても、減少しているという状況にあるということでございます。

次に、11ページのびんの量、そして12ページにはペットボトルの量、13ページには使用済小型家電の回収量、こういったものを追加させていただいたところでございます。14ページ以降の組成分析の測定調査の結果、それからアンケート調査の結果につきましては、前回どおりでございます。

次に、18ページに移りたいと思いますが、7の不法投棄の調査結果でございます。グラフにお示ししたとおり、約1年間を振り返ってみますと、9.8%不法投棄件数が減少したところでございます。

19ページにお進みますと手数料の収入と使い道ということで、具体的な支出の内訳をお示ししております。

21ページには、家庭ごみ手数料徴収制度導入に合わせて、指定袋に関して、出し方の変更をさせていただいた部分などを表示させていただきました。市民の皆様方からのご意見を受けまして、弾力的に対応させていただいたところでございます。

23ページに、11として考察ということでお示しをいたしました。前回の審議会におきまして、古紙量の変動につきましてご意見をいただいておりますので、11の考察の(3)の資源物のところ、「この理由として」以下について、いただいたご意見を反映させていただいたところでございます。

そのほか25ページ以降は、さまざまな制度に関するデータを取りまとめております。

次に、参考資料3につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。参考資料の3につきましては、前回の審議会におきまして、政令指定都市におけるごみ処理原価についてデータ提供のご要望のあった資料でございます。概略をご説明させていただきます。

まず、ごみ処理原価につきましては、現在、各自治体におきまして、その集計方法が異な

っております。スタンダードといたしましては、環境省が統一的な基準といたしまして平成19年6月に一般廃棄物会計基準を作成したところでございます。

これに基づきまして算定しているのが、本市とさいたま市、熊本市の3市でございます。これ以前の基準としては、全国都市清掃会議で原価計算の基準があり、現在も利用しているのが9市、これとは全く別に独自の計算をしているところが8市というところでございます。千葉市のところをご覧いただきたいのですが、処理原価1トン当たりのところでございますが、平成23年度ですと4万6,397円、平成25年度ですと4万5,435円ということで、比較しますと若干減少しております。市民1人当たりの経費としては1万3,647円ということでございます。

同じ形で一般廃棄物会計基準を出しておりますさいたま市と熊本市に比べまして千葉市は若干高いという実態がございます。しかしながら、千葉市の場合、リサイクル率が32%、これに対し、さいたま市が22%、熊本市が14%ということでございまして、収集から処理のフローがかなり違っているというところが1トン当たりの処理経費にも影響を与えていると分析しております。説明につきましては、以上でございます。ご審議をよろしく願います。

【米持会長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問やご提案等がございますか。市原委員。

【市原委員】 2ページの事業系焼却ごみの量ということで、これだけを見ますと、0.2%増えているじゃないかというような結果が出ているんですが、実は私が先ほど事業系ごみが3分の2になってしまったと言ったことと全然結果が違うわけなんですけど、これは平成18年度から平成26年度までの推移を見ると3分の2になっているということで、これはデータのつくり方が、本当に期間が短いつこうになってしまうんですけど、私のほうはさっき言った発言の正当性を担保するために、それだけ、この資料は、前回のごみ減量化推進会議の第1回の資料にありますので、私の発言の間違いと誤解されると困るので、それだけはお伝えします。ともかく平成18年度に千葉市がごみ減量化を始めてから、事業系のごみが清掃工場に入った量は、平成18年度から平成26年度の間に約3分の2になってしまったということなので、仕事が3分の2に減ったということなので、データのつくり方によって、全然結果が違うということだけは理解していただきたいということはお願いたします。以上です。

【米持会長】 ありがとうございます。ほかにございますか。伊藤委員。

【伊藤（久）委員】 18ページ、（2）ごみステーション排出状況調査、これは町会で立ち会っているんですけど、市の職員の方が来るのが早くて、ごみを捨てる家庭が遅いんですよ。だから、調査の時間をもうちょっと検討されるといいなと提案します。

それと、不法投棄のことについて、業者の方にお聞きしますが、グラフでは減ってきているような、結構、不法投棄が増えているように思います。町内の捨て場所じゃなくて、車であれば早い時間に、早朝持ってきて、張り紙されていて、それがなかなか回収されないという状況なので、業者さんはどうやっているのか、教えてほしいと思います。2点です。

【米持会長】 神崎資源循環部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 ごみステーション関連の調査で、時間設定がよくないというご意見がございました。ごみステーションによりまして、排出される時間が多少異なっておりますので、実態に合わせて調査を適切に実施したいと思います。

もう一点、不法投棄の関連でございます。不法投棄につきましては、地域の方々、発見された場合、環境事業所にご連絡をいただくことが多いと思います。ご連絡をいただきましたら、直ちに現場調査をさせていただきますが、その案件によりまして、直ちに処理をする場合と、警察のご指導をいただきながら対応する場合がございます。その事案によりまして、若干対応する時間が異なるということをご了解をいただきたいと思います。

なお、環境事業所がそのポイントを把握しているかどうかというところもございまして、もし長期に不法投棄物が残留しているような事案がございましたら、お手数をお掛けいたしますけれども、ご連絡をいただければ速やかに調査をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【米持会長】 よろしいですか。ほかにございますか。宍倉委員。

【宍倉委員】 要望事項なんですけど、ごみ出し支援事業についてお話をさせていただきます。登録団体数が27団体、ごみ出し支援対象世帯が75というような格好で、ここに書いてありますように、非常に少ない。高齢者社会に対しまして、この辺がもっと申し込みが多いのかなと思ったら、物すごく少ないんですね。ですから、ここに書いてありますように、支援団体とか各種行動団体をとということで、いろいろやっているようですが、一つ提案になるんですが、例えば高齢者向けの各種団体ありますよね、社会福祉協議会、それから民生委員にも出していると思いますが、ごみ出しの支援事業だけを抜粋して、お年寄りにわかりやすいようなパンフレットをつくっていただきたいと思います。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 ご意見をいただきましてありがとうございます。ごみ出し支援事業については、どうやってPRしていくかというところが一つ課題になっております。一方で、さまざまな形で、別の枠組みでサポートを受けていらっしゃる方もいらっしゃいますので、どういう形で仕切っていくかというところが難しいところではあると思います。今いただきましたチラシみたいなものをつくって、わかりやすく、特にサービスを求めている高年齢者向けに配布をするというご提案でございます。それに近いものを私ども、リーフレットということで持っておりますので、これをいかに高齢者の方々に手にとっていただく、あるいは民生委員さんを初め関係する方々からご案内をいただくのかというところがポイントになるかと思っております。そういったところを少し検討させていただいて、より多くの方々が必要とされるサービスを受けられるように、私ども汗をかいてみたいと思っております。

【米持会長】 ほかにございますか。金子委員。

【金子委員】 19ページに関してなんですが、手数料収入をどのように支出したかという内訳が載っておりますが、①、②、③、④、各項目の中に細かく項目がありますが、今日ここでというのはちょっと難しいかもしれませんが、各項目ごとの細かい金額といったものも資料を提示していただければありがたいんですが。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 次回、提示をさせていただきますので、ご審議、よろしくお願いたします。

【米持会長】 ほかにございますか。副会長。

【武井副会長】 前の項目でもちょっと聞きたいことがあったんですけども、今回の内容の中で行きますと、21ページのところで、途中で変更されているいろいろな内容があるんですけども、極めて徹底しづらいんですね。変更するんだったら、やっぱり区切りのいいところで、1月1日からやるとか、4月1日からやるとかということを決めて、年に1回、そこで見直しますよと。それに基づいてやるとかというのを決めてもらわないと、実際のごみステーション管理から始めて、間違っちゃう人が非常に多くて困っているという実態がありますので、ぜひ期日を決めて、年1回、この日に見直しますよというのを徹底した上で見直すとか、そういうやり方をさせていただかないと、現場としては非常に困っているということもありますので、ぜひその辺の配慮をお願いしたいと思います。

【米持会長】 神崎資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 ご指摘を伺いまして、今後、そのようにさせていただきたいと思えます。

【米持会長】 ほかにございますか。実はもう時間も押し詰まってまいりましたので、議題（3）については終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【米持会長】 ほかにご意見等がないようですので、本件についての審議を終了させていただきます。

（4）その他

【米持会長】 それでは、議題（4）その他として、今まで以外のことについて、特にございますでしょうか。今まで以外のことについて、何か提案や意見がございましたら、お願いいたします。

4 閉 会

【米持会長】 特にないようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました議題につきましては、全て終了いたします。熱心にご議論をいただき、ありがとうございました。

事務局より何かありましたら、よろしく願いいたします。

【森永課長補佐】 それでは、事務局より連絡事項がございます。今回の審議会の会議録につきましては、事務局側で作成しまして、各委員へ送らせていただきます。もし、発言内容等に修正がありましたら、加除修正の後、事務局までお送りいただければと存じます。

また、次回の審議会につきましては、8月28日金曜日午前10時から正庁において開催を予定しております。後日、改めまして開催通知を各委員の皆様へお送りさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして平成27年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了とさせていただきます。長時間に渡りご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

午前11時58分閉会